



地域の活動を支援します

①地域活動団体を支援します

対地域でコミュニティ活動を実践している団体(区から他の助成を受けている団体を除く)

助成内容／活動に必要な物品(税込1万500円以内)または指導員への謝礼(税込1万2000円以内)

申5月9日(必着)までに、申込用紙(総合支所地域振興課・まちづくりセンター、区HPQ 10713)にあり)を郵送または持参で総合支所地域振興課(世田谷☎5432-2831 FAX5432-3032、北沢☎5478-8029 FAX5478-8004、玉川☎3702-1603 FAX3702-0942、砧☎3482-2169 FAX3482-1655、烏山☎3326-9249 FAX3326-1050)へ

②地域の絆を深め、広げるための活動を支援します

～地域の絆連携活性化事業

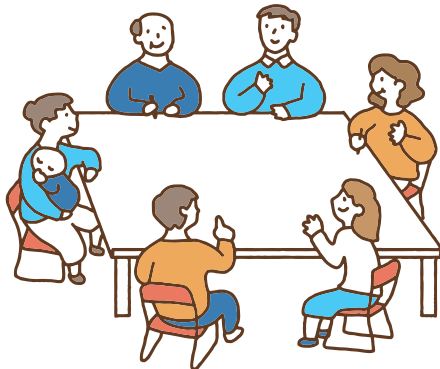
対象団体／区内在住・在勤・在学の方5人以上で構成され、区内で公益的活動を行う団体

対象事業／次の全てに該当する事業

- ①地域の活性化に向けて行う自主的・自立的で継続的な非営利の公益性を有する事業
- ②他の団体との協力・連携を図る事業(町会・自治会以外は町会・自治会との協力・連携が必要)

助成額／1事業25万円(上限)

備詳しくは、募集要領(総合支所地域振興課・まちづくりセンター、区HPQ 10711)にあり)をご覧ください。



申5月20日までに、所定の申請書類(前記区HPにあり)を主な活動地域にあるまちづくりセンターへ持参
問世田谷総合支所地域振興課 ☎5432-2536 FAX5432-3032

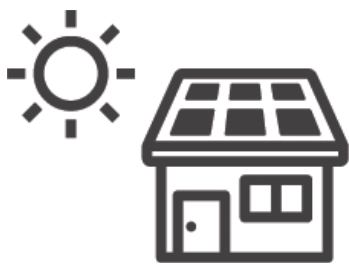


ご家庭の太陽光発電で余った電気を買い取ります

区では、ご家庭の太陽光パネルで発電された再エネ電気を区内で無駄なく利用すること(エネルギーの地産地消)をめざし、実証事業を7月(予定)からスタートします。事業に参加し、ご自宅の太陽光発電で余った電気を売電していただけるご家庭を募集しています(200件程度)。

対ご自宅に太陽光発電設備を設置していて、固定価格買取制度の買取期間10年を満了している方

備参加特典として、せたがやPayポイント(1万円相当分)をプレゼント。申込方法や参加条件等詳しくは、区HPQ 20206をご覧ください。



実証事業でめざすこと

- 区民参加によるCO₂排出量の削減
- 住宅都市におけるエネルギーの効率利用
- 地域の再エネ電気の地産地消
- 区内での再エネ利用の気運醸成 等

問気候危機対策課 ☎6432-7135 FAX6432-7981



木造住宅の耐震改修費用の一部を助成します

平成12年(2000年)5月31日以前に着工した木造住宅に、耐震改修工事費用の一部助成を行います。

所有者または同居されている方が身体障害者(1・2級)または要介護区分(3・4・5)の場合は、助成額が上乘せされます。

備要件等詳しくは、お問い合わせください。

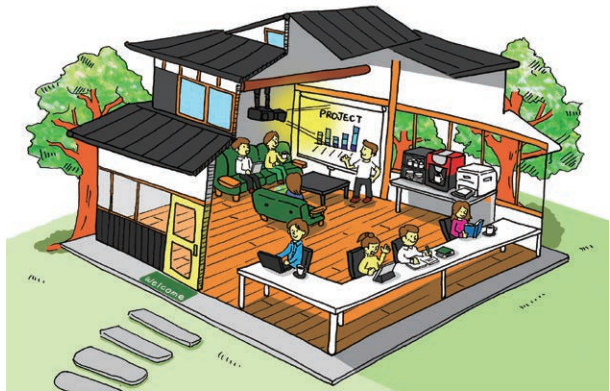
問防災街づくり課 ☎6432-7177 FAX6432-7987 区HPQ 11852



空き家で行う地域貢献活動を支援します

区内にある空き家や空室、空き部屋を地域資源と捉え、地域貢献活用を目的とした相談窓口を設けています。空き家等をお持ちで、地域に役立てたいと考えるオーナーからのご相談を受け付け、空き家等で活動したい団体(NPO法人等)との出会いを支援します。活用にあたっては、建築士等の専門家によるアドバイスを受けることができます。

また、団体には活動に必要な改修費用の助成制度もあります。



◀詳しくは、(一財)世田谷トラストまちづくりのホームページをご覧ください

問世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口((一財)世田谷トラストまちづくり内) ☎6379-1621 FAX6379-4233



「せたがやクラファン! チャレンジ(せたチャレ!)」の募集を開始します

区内で実施する地域課題・社会的課題の解決に大きなインパクトを与えるプロジェクト等を募集します。

事業ごとに、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに挑戦していただき、獲得した金額に基づいた額を補助金として交付します。多くの方から事業への共感を得て、支援の輪が広がれば、その分、補助金額が増え、課題解決のための事業規模を広げることができます。

世田谷をよりよいまちにしていけるため、皆さんが持つノウハウを活かした、地域や社会の課題解決につながるご提案をお待ちしています。

対市民活動団体(NPO等)、企業等

補助事業の実施期間／7月～8年3月

選定方法／書類審査、公開ヒアリング

事前説明会(オンライン)／4月18日(金)午後6時～7時

申込期限／5月8日

備申込方法等詳しくは、募集要領

(区HPQ 23494)にあり)をご覧ください。



問市民活動推進課 ☎6304-3174 FAX6304-3597



世田谷区エコ住宅補助金の受付を開始します

住宅から排出される二酸化炭素の削減等のため、住宅の改修及び省エネルギー・創エネルギー機器等の設置に対し、経費の一部を補助します。

対象工事／断熱材の設置、窓・屋根の断熱改修、太陽光パネル・その他省エネ機器の設置等

補助金額／対象工事に応じて定額補助(断熱材の設置は工事経費の10%)

補助上限／合計20万円(断熱材の設置を含む場合は40万円、太陽光パネルの設置を含む場合は30万円)

備助成には要件があります。



問エコ住宅補助金電話窓口(気候危機対策課内) ☎03-5432-2070 FAX03-6432-7981 区HPQ 4777